

改正

平成14年12月25日規則第14号

平成22年7月1日規則第19号

令和2年3月18日規則第4号

令和3年3月16日規則第8号

有田市上水道事業給水条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、有田市上水道事業給水条例（昭和34年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込)

第2条 条例第11条の工事を申込むときは、別記第1号様式による申込書によらなければならない。

2 他人の所有地を通して、給水装置をするときは、土地所有者の承諾書を提出しなければならない。

3 家屋の所有者でない者が給水装置の工事を申込しようとするときは、あらかじめ利害関係者の承諾書を提出しなければならない。

第3条 給水装置申込者は、工事の内容を変更し、又は取消をしようとするときは、工事着手前に遅滞なく、市長に、その旨を届出なければならない。

第4条 給水工事の施工上、家屋、庭園その他の工作物に加工した場合には、市は、これを現状に復する責を負わない。

第5条 条例第13条第2項の規定により、市の指定する指定工事事業者に、給水装置工事を施工せしめる場合は、第2条第1項による申込書に工事人の住所氏名を記載し、設計書を添えて提出しなければならない。

第6条 条例第5条の規定による代理人の選定又は変更は、別記第2号様式により市長に届出なければならない。

第7条 条例第13条第2項による工事の不完全、又は検査を受けない材料を使用しているときは、市長は、日時を指定して、改良若しくは撤去させることができる。

(保管証)

第8条 メーターの保管証は、別記第3号様式によらなければならない。

(構造)

第9条 給水装置の構造は、厚生労働省令に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

(1) 配水管への取付の位置は、他の給水装置の取付の位置から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管へ取付ける給水管の口径は、市の定める基準によること。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏

水のおそれがないこと。

(5) 凍結、破壊、侵蝕等を防止するための措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管、その他設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具施設等に給水する装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(材質)

第10条 給水装置の材質は、水圧、土圧その他の荷重に対し、十分な耐力を有し、かつ日本水道協会の認定、又は工業規格に合格及び自社認証、第三者認証検査により水道法に基づく基準に適合したものによらなければならない。

第11条 給水装置工事にかかる配水管からメーターまでの使用材料は、市長が指定することができる。

第12条 条例第27条に規定する水道料金の別表の種別の適用基準は、次のとおりとし基準が明確でないものは市長が別に定める。

(1) 専用給水装置

用途種別	適用基準
家事用	店舗、事務所等を伴わない一般住宅（主として営業のため水道の使用を必要としない店舗及びこれに準ずるものを含む）の用に供するもの
会社、工場、病院用	口径30ミリメートル以上の給水装置を有する会社工場病院等の用に供するもの
官公署用	官公署、学校、公民館、公会堂、図書館その他営利を目的としない団体
営業用	診療所、産院、料理店、食堂、喫茶店、特殊喫茶店、下宿業、貸席、旅館、氷菓子製造、めん類業、生鮮魚貝商、飼育業、かまぼこ製造業、養魚業、理容業、洗濯業、写真業、菓子製造業、牛乳販売業、生花販売業、青物販売業、製氷業、醸造業、漬物業、豆腐製造業、こんにやく製造業、清涼飲料水製造業、自動車業、劇場、寄席、映画館、遊戯場、百貨店その他これに類似するもの
浴場営業用	公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場用に供するもの
船舶給水用工事及び一時用	船舶の飲料水、気罐用水、工事現場、噴水、道路撤水、臨時売店、庭園用その他これに類似するものの用に供するもの

(共同給水)

第13条 共同給水装置を使用するものは、別記第1号様式による申込書を提出するほか、総代理人を選定して別記第4号様式により連署で市長に届出しなければならない。

第14条 共同給水をなし得る戸数の限度は、市長がこれを認定する。

第15条 共同給水を使用することができるものは、その世帯に属する世帯員の前年度の市民

税が均等割のみのもの又は市長において、特に共同給水の使用を必要と認めたものに限る。

第16条 共同栓の鍵は、総代人が保管し使用を廃止したときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第17条 条例第22条による届出は、別記第5号様式により、3日前までに、市長に届出、承認を受けなければならない。

第18条 条例第23条による届出は、別記第6号様式により市長に届出、承認を受けなければならない。

第19条 給水装置の所有者又は使用者は、メーターの設置場所にその機能を妨害し又は点検の妨げとなることをしてはならない。

(加入金)

第20条 条例第33条の2第2項の規定により工事申込みをする者は、申込みの際に加入金を納入しなければならない。

2 条例第33条の2第2項ただし書の規定により工事申込みの際に加入金を徴収しないことができるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 官公署、官公立の学校及び病院その他これに準ずるもの

(2) 前号に掲げるもの以外のもので工事申込みの際納入することができない特別の理由があると市長が認めるもの

3 条例第33条の2第3項ただし書の規定により既納の加入金を還付することができる場合は、次の各号に掲げるものとし、還付金の額は当該各号に定める額とする。

(1) 給水装置の新設及び改造工事の申込者が加入金納入後工事の着工前に、工事の申込みを取消した場合又は、工事の許可を取消された場合 全額

(2) 給水装置の新設及び改造工事の申込者が加入金納入後工事の着工前に、工事内容の変更によりメーターの口径を小さくした場合 差額

第21条 料金及び手数料の徴収額に過誤納があったときは、翌月分の料金徴収の際に精算する。

2 メーターに異状があったときの料金は、前回検針分を勘案して定める。

(検査)

第22条 市職員が条例第36条に定める職務を執行する場合は別記第7号様式による水道検査員証を携帯しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第23条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年12月25日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年7月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年3月18日規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月16日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条、第13条関係）

給水装置 ^{新設、増設、変更} _{改造、撤去} 申込書

（注意 職業はできるだけ具体的に記入して下さい）

第 号	所 長	次 長	課 長	主 幹	係 長	技 師	台 帳 係
給水装置場所	有田市 町 番地			場所の略図又は備考			
使用目的	家事用、営業用、工事用、官公署用、会社工場浴場用			戸数 人員	戸 人		
水栓の位置	台 所、浴 槽			職業			
私設消火栓	個						
工事費納入方法	即納						
給水装置 分岐承諾印	有田市 町 番地 氏名 印						
家屋又は土地 所有者承諾印	有田市 町 番地 氏名 印						
着工希望日	月 日 時頃						
工事施工者	市直営	指定工事人	有田市 町 氏名 印				

有田市上水道事業給水条例同施行規定を遵守、給水装置 申込致します。

年 月 日

有田市 町 番地
 申込人 氏名 印

有田市長 殿

別記第2号様式（第6条関係）

(No.)

所 長		次 長		課 長		主 幹		係 長		技 師		台 帳 係	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

給水装置代理人 選 更、解 除 届			
装 置 場 所	有田市	町	番地
			水 栓 番 号
			第 号
給水装置の種別			
事 由			
給水装置の代理人氏名			
<p>上記給水装置管理代理人を したからお届けします。</p> <p>(なお右の給水装置代理人に水道に関する一切の行為を委任しました。)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 給水装置所有者 県 市 番地 印 有田市 町 番地 給水装置管理代理人 印 </p> <p>有田市長 殿</p>			

別記第3号様式（第8条関係）

所 長		次 長		課 長		主 幹		係 長		技 師		台 帳 係	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

(No.)

量水器（メーター）保管証												
装 置 場 所	有田市 町 番地					門 戸			メー ター 番 号			
使 用 者						番 号			メー ター 番 号			
量 水 器 （メーター）	口 径					番 号						
	数 量					製 作						
<p>上記のとおり量水器（メーター）を据付致しましたが鄭重に保管し万一亡失又は破損いたしました節はご指示に従い代価賠償致します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">有田市 町 番地 保管人氏名 印</p> <p>有田市長 殿</p>												

別記第4号様式 (第13条関係)

所 長		次 長		課 長		主 幹		係 長		係 員		台 帳 係	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

給水装置場所 有田市 町 番地					水栓	個	世帯戸数	戸	
番 号	氏 名	職 業	家 族 数	印	番 号	氏 名	職 業	家 族 数	印
1					6				
2					7				
3					8				
4					9				
5					10				

有田市上水道事業給水条例、同施行規則を遵守受給者連記お届けいたします。

年 月 日

右総代人 有田市 町 番地
氏 名 印

有田市長 殿

別記第5号様式 (第17条関係)

所 長		次 長		課 長		主 幹		係 長		係 員		消 防	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

給水開始、中止、変更、消火演習使用届書												
装 置 場 所												
使 用 者	住 所 氏 名											
種 別 水 栓 番 号	種 別						水 栓 番 号					
使 用 目 的	旧						新					
消 火 演 習 使 用	年 月 日 時 時					分 以 前 分 以 後	立 方 米					
事 由												
摘 要												

給水条例により給水 致したく御届けします。

年 月 日

届出人 住 所
氏 名 印

有田市長 殿

別記第6号様式（第18条関係）

所 長		次 長		課 長		主 幹		係 長		係 員		台 帳 係	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------------	--

給水装置、使用者、総代人、共栓戸数の変更及び消火使用届												
装 置 場 所	旧	有田市	町	番地	新	有田市	町	番地				
		氏名				氏名						
所 有 者	旧	住 所				新	住 所					
		氏 名					氏 名					
総 代 人	旧	有田市	町	番地	新	有田市	町	番地				
		氏名				氏名						
給水装置の用途	旧					新						
共同給水装置の 使 用 戸 数	旧					新	戸					
消 火 使 用	年 月 日 時 分より 分まで 立方米											

給水条例により、給水 致したくお届けします。

年 月 日

届出人 有田市 町 番地
氏 名 印

有田市長 殿

別記第7号様式（第22条関係）

- 1 本証は水道に関する諸検査を行う場合には、あらかじめ携行しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときには、何時でもこれを呈示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲与してはならない。
- 4 本証は、有効期間は1か年とする。

有田市水道検査員証

第 号

職 名

氏 名

年 月 日生

右の者は有田市水道検査員であることを証明する。

年 月 日

有田市長

印

印

写 真 貼 付

上半身手札型